

## 長生村三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

長生村告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、親及び子の世帯のいずれか又はその全部が村外から村内に転入し、三世代で同居又は近隣に居住する世帯に、住宅の取得等の費用の一部を補助することにより、生活基盤の安定による移住定住を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 親の1親等の卑属又はその配偶者をいう。
- (2) 孫 子の1親等の卑属で、補助金の交付を申請する日に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出生予定の者を含む。）をいう。
- (3) 近隣市町 茂原市、一宮町、睦沢町及び白子町をいう。
- (4) 同居 親、子及び孫が村内の同一の住宅に居住することをいう。
- (5) 近居 親又は子の世帯に孫が居住し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当することをいう。
  - ア 同居以外で親及び子の世帯が村内で居住すること。
  - イ 親又は子の世帯のいずれか一方が村内に居住し、他方の親又は子の世帯が近隣市町内で居住すること。
- (6) 住宅 自己の居住の用に供するための住宅及び併用住宅であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 新築及び購入の場合は、延べ床面積の2分の1以上が自己の居住の用に供する部分であって、かつ、当該部分の床面積が50平方メートルを超えるもの。
  - イ 増築の場合は、増築する部分のうち自己の居住の用に供する部分の床面積が10平方メートルを超えるもの。
  - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合する建築物であること。

(7) 住宅取得等 住宅を村内に新築し、増築し、及び購入することをいう。  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、住宅取得等に係る契約を締結した三世代同居又は近居をする世帯の代表者とする。

- (1) 三世代同居又は近居をするために、親及び子の世帯のいずれか又はその全部が村外から村内に転入し、村外から村内に転入する親若しくは子の世帯のいずれか又はその全部が第6条第1項に規定する事前相談書の提出日前1年の間において、本村の住民基本台帳に記録されていないこと。
- (2) 第7条第2項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）のあった日から継続して10年以上三世代同居又は近居をする予定であること。
- (3) 三世代同居又は近居をする世帯全員がこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 三世代同居又は近居をする世帯全員が本村において村税及び国民健康保険税（以下「村税等」という。）を滞納していないこと。
- (5) 三世代同居又は近居をする世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、三世代同居又は近居をするための住宅取得等に係る建築工事請負契約金額又は売買契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、新築の住宅の取得に係るもの（以下「新築住宅取得」という。）の場合は50万円を、増築又は中古の住宅の取得に係るもの（以下「増築又は中古住宅取得」という。）の場合は30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前項の補助金の額に加算して交付するものとする。

- (1) 村内に本店を有する法人又は村内に事業所を有する個人事業者が行う住宅の工事又は販売について補助金の交付申請をする場合 20万円

- (2) 事前相談書の提出時において、同居する18歳未満の孫がいる場合 1人につき10万円
  - (3) 事前相談書の提出時に子の世帯の夫婦のいずれかが満30歳以下である場合 10万円
  - (4) 補助金対象者本人及び三世同居又は近居をする者に村内の公共交通機関を利用する者がいる場合 10万円
  - (5) 空き家バンクに登録している物件を購入し、村内に本店を有する法人又は村内に事業所を有する個人事業者が行う住宅のリフォーム工事について補助金の交付申請をする場合 20万円
- 3 前2項の額を合算した後の補助金の額の上限は、新築住宅取得の場合は100万円とし、増築又は中古住宅取得の場合は50万円とする。
- (事前相談書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、住宅取得等に係る契約を締結する前に、長生村三世同居・近居住宅支援事業補助金事前相談書（別記第1号様式。以下「事前相談書」という。）に次に掲げる書類を添えて、正副各1部ずつを村長に提出しなければならない。ただし、申請予定者の同意を得た上で、当該添付書類の内容を公簿等により確認することができる場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 三世同居又は近居をしようとする住宅の位置図
- (2) 三世同居又は近居をしようとする住宅の平面図及び延べ床面積を確認することができる書類
- (3) 住宅取得等に係る見積書の写し
- (4) 三世同居又は近居をしようとする世帯全員の住民票の写し
- (5) 三世同居又は近居をしようとする世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- (6) 住宅の工事及び販売を行う法人又は個人事業者の所在地のわかる書類（村内に本店を有する法人又は村内に事業所を有する個人事業者を場合に限る。）
- (7) 母子健康手帳等の写し（子が出産予定である場合に限る。）
- (8) 定期券の購入に係る領収書又は定期券の写し（村内の公共交通機関を利用する者がいる場合に限る。）
- (9) 三世同居又は近居をしようとする世帯全員の村税等の滞納がないことを明らかにする書類（村税納税調査同意書等）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、事前相談書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となるかどうかの記載をして、申請予定者に副本を返還するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、三世代同居又は近居を開始した日から1年以内に長生村三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付申請書(別記第2号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得た上で、当該添付書類の内容を公簿等により確認することができる場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 事前相談書の副本
- (2) 誓約書兼同意書(別記第3号様式)
- (3) 三世代同居又は近居をした住宅の位置図(事前相談書を提出した時から変更がある場合に限る。)
- (4) 三世代同居又は近居をした住宅の平面図及び延べ床面積が確認することができる書類(事前相談書を提出した時から変更がある場合に限る。)
- (5) 三世代同居又は近居をした世帯全員の住民票の写し
- (6) 三世代同居又は近居をした世帯全員の村税等の滞納がないことを証する書類(村税納税調査同意書等)
- (7) 住宅取得等に係る契約書等の写し
- (8) 住宅取得等に係る経費の明細が確認することができる領収書等の写し
- (9) 補助の対象となる住宅の登記事項証明書の写し
- (10) 補助の対象となる住宅の建築確認検査済証の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、長生村三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、その理由を付して、長生村三世代同居・近居住宅支援事業補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び確定通知)

第8条 村長は、交付決定を行ったときは、申請書をもって規則第15条に規

定する実績報告を行ったものとみなす。

2 村長は、前条第2項の規定による通知により規則第17条に規定する確定通知を行ったものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに長生村三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付請求書(別記第6号様式)により、村長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定のあった日から10年を経過する前に三世代同居又は近居を解消したとき。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不相当であると認めたとき。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、長生村三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、長生村三世代同居・近居住宅支援事業補助金返還命令書(別記第8号様式)により行うものとする。

(調査)

第12条 村長は、この事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、三世代同居又は近居をする世帯全員に対して必要な調査をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(事前相談書の提出に関する特例)

- 2 令和3年度に限り、住宅取得等に係る契約締結後であっても、事前相談書を提出することができるものとする。